介護給付適正化(縦覧点検・医療情報との突合)に関するよくある問い合わせ

| 項番 | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 1 | 「確認届」が送付されてきましたが、回答はFAXにて送信していいですか? | 「確認届」は、個人情報を含みますので、郵送での返送(事業所負担)をお願い します。 |
| 2 | 「確認届」に掲載されている請求明細書 の請求内容が誤っていました。該当保険 者へ過誤の申し立てを行う必要がありま すか? | 国保連合会において過誤処理を行うため、「確認届」に請求誤りである旨を記入してください。 該当保険者へ過誤の申し立てを行う必要はありません。 |
| 3 | 居宅介護支援費の請求が誤っており、過 誤となりましたが、再請求において、給付 管理票の提出が必要ですか? | 給付管理票の提出は、必要ありません。 |
| 4 | 「確認届」の介護給付費明細情報に 令和3年2月提供分:居宅介護支援 令和3年3月提供分:居宅介護支援初回 加算 とありますが、「該当する作成区分」の記 載方法を教えてください。 | 令和3年2月提供分において居宅介護支援を算定しているにも関わらず、令和3年3月提供分に居宅介護支援初回加算を算定しているため、その理由を確認しています。 〈回答例〉 ①令和3年2月提供分に本来初回加算を算定しないといけなかった場合は、2・3月提供分の「該当する作成区分」に"4"(請求誤り)と記載してください。②令和3年3月提供分の初回加算が単純に算定誤りの場合は、3月提供分の「該当する作成区分」に"4"(請求誤り)と記載してください。 ③請求誤りでない場合は、「確認届」の下部①~③の理由を3月提供分の「該当する作成区分」に記載してください。 |